

令和7年3月3日

入札参加資格登録をされている皆様へ

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所

新たな「公共工事設計労務単価」等の適用について（お知らせ）

国土交通省より、令和7年3月から適用する新たな「公共工事設計労務単価」等が発表されました。当事務所では、予定価格の算定の基礎となる積算に際して、原則、工事請負契約及び委託契約（工事の積算基準による案件のみ）については、令和7年3月28日以降に入札公告する案件より、測量・建設コンサルタント等業務及び委託契約（設計業務委託等技術者単価を使用して積算する案件のみ）については、令和7年3月1日以降に入札公告する案件より、新たな単価を適用することとしましたので、お知らせします。

応札価格の決定のための見積りに際しては十分ご留意願います。

なお、令和7年3月27日以前に公告し、令和7年3月1日以降に契約を締結する工事請負契約及び委託契約（工事の積算基準による案件のみ）については、特例措置により対応します。

また、令和7年3月31日までに新たな公共工事設計労務単価の通知を行わない限り、令和7年4月1日以降もこの単価を引き続き適用します。